**平成２３年（フ）第８０９号**
横浜市南区唐沢41番地　カサ・デ・サンタマリア207
債務者　塚　　美雪
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８３２号**
横浜市鶴見区仲通３丁目76番地19　タカハシビル202
債務者　針替　英紀
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８３５号**
横浜市瀬谷区相沢７丁目２番地12　ファミリーハイツ201号
債務者　二木　裕治
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８４４号**
横浜市鶴見区北寺尾３丁目18番34号
債務者　大野　和美（旧姓石渡）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８５７号**
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート40棟404号
債務者　上原　　淳
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８６８号**
横浜市栄区桂町181番地16　さくらハイツ103号
債務者　溝口かよ子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８７０号**
神奈川県綾瀬市大上５丁目４番13号　シルエットハイツＡ－１
債務者　山口奈緒美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８７２号**
横浜市保土ケ谷区新井町350番地　千丸台アパートＥ―1706号
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８８２号**
横浜市中区不老町３丁目14番地２　ライオンズマンション伊勢佐木長者町703号室
債務者　藤井　　学
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２９６号**
大阪府高槻市城西町１番22―305号
債務者　三原　伸子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３７号**
石川県加賀市大聖寺上福田町ヌ16番地２、従前の住所石川県能美郡川北町字土室丙114番地74
債務者　辻野　一男
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２３年（フ）第１３号**
長野県佐久市香坂2850番地、前住所埼玉県蓮田市関山３丁目７番６号　ソフィアⅡ―101号
債務者　篠原　一司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２２年（フ）第９２５号**
岡山市南区片岡74番地
債務者　藤﨑　裕司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４７０７号**
東京都世田谷区代田３丁目31―２
債務者　竹内　健一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４７８６号**
東京都杉並区上井草３丁目16―27―309
債務者　尾崎　光信
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部